

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間会計期間 (自 平成18年11月1日 至 平成19年4月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年11月1日 至 平成20年4月30日)	前事業年度 (自 平成18年11月1日 至 平成19年10月31日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券</p> <p>①満期保有目的債券 …償却原価法（定額法）を採用しております。</p> <p>②子会社株式及び関連会社株式 …移動平均法による原価法を採用しております。 なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（証券取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。</p> <p>③その他有価証券 時価のあるもの …中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの …移動平均法による原価法を採用しております。</p> <p>(2) デリバティブ 時価法を採用しております。</p>	<p>(1) 有価証券</p> <p>①満期保有目的債券 …同左</p> <p>②子会社株式及び関連会社株式 …移動平均法による原価法を採用しております。 なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。</p> <p>③その他有価証券 時価のあるもの …同左</p> <p>時価のないもの …同左</p> <p>(2) デリバティブ 同左</p>	<p>(1) 有価証券</p> <p>①満期保有目的債券 …同左</p> <p>②子会社株式及び関連会社株式 …同左</p> <p>③その他有価証券 時価のあるもの …決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの …同左</p> <p>(2) デリバティブ 同左</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 建物（建物附属設備は除く。）については定額法、その他については定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 3～49年 器具及び備品 3～20年</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアにつきましては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。 また、のれんは5年間均等償却を行っております。</p> <p>(3) 長期前払費用 定額法を採用しております。</p>	<p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p> <p>(3) 長期前払費用 同左</p>	<p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p> <p>(3) 長期前払費用 同左</p>

項目	前中間会計期間 (自 平成18年11月1日 至 平成19年4月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年11月1日 至 平成20年4月30日)	前事業年度 (自 平成18年11月1日 至 平成19年10月31日)
3. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(3) 役員賞与引当金 役員の賞与支給に充てるため、支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。なお、数理計算上の差異は、発生時の翌期に一括して費用処理を行っております。</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支払に備えるため、役員退職慰労金内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。</p> <p>(6) 積立付与引当金 顧客と当社との間で締結されている代金前受方式による商品券販売契約に伴う将来の費用発生に備えるため、前受金額と引渡し予定商品券の券面額との差額を見積り計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) 役員賞与引当金 同左</p> <p>(4) 退職給付引当金 同左</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金 同左</p> <p>(6) 積立付与引当金 同左</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。</p> <p>(3) 役員賞与引当金 役員の賞与支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。</p> <p>(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。なお、数理計算上の差異は、発生時の翌期に一括して費用処理を行っております。</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支払に備えるため、役員退職慰労金内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p> <p>(6) 積立付与引当金 同左</p>
4. 収益及び費用の計上基準	<p>旅行売上高及び旅行売上原価は、出発日基準で計上しております。</p>	同左	同左
5. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	<p>外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>	同左	<p>外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>
6. リース取引の処理方法	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	同左	同左

項目	前中間会計期間 (自 平成18年11月1日 至 平成19年4月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年11月1日 至 平成20年4月30日)	前事業年度 (自 平成18年11月1日 至 平成19年10月31日)
7. ヘッジ会計の方法	<p>(1) ヘッジ会計の方法 原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理を採用しております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段…為替予約 ヘッジ対象…外貨建営業未払金</p> <p>(3) ヘッジ方針 当社の内規である「市場リスク管理規程」に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を半期毎に比較し、両者の変動額等を比較分析し、ヘッジ有効性を評価しております。</p>	<p>(1) ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段…同左 ヘッジ対象…同左</p> <p>(3) ヘッジ方針 同左</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 同左</p>	<p>(1) ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段…同左 ヘッジ対象…同左</p> <p>(3) ヘッジ方針 同左</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 同左</p>
8. その他中間財務諸表（財務諸表）作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左	消費税等の会計処理 同左

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間 (自 平成18年11月1日 至 平成19年4月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年11月1日 至 平成20年4月30日)	前事業年度 (自 平成18年11月1日 至 平成19年10月31日)
<p>1. 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準</p> <p>当中間会計期間において「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。</p> <p>従来の資本の部の合計に相当する金額は41,979百万円であります。</p> <p>なお、中間財務諸表等規則の改正により、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。</p>	<p>1. _____</p>	<p>1. _____</p>
<p>2. 有形固定資産の減価償却の方法</p> <p>当中間会計期間より、平成19年度の税制改正に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に規定する減価償却の方法によっております。</p> <p>なお、この変更に伴う営業利益、経常利益及び税引前中間純利益に与える影響は軽微であります。</p>	<p>2. _____</p>	<p>2. 有形固定資産の減価償却の方法</p> <p>当事業年度より、平成19年度の税制改正に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に規定する減価償却の方法によっております。</p> <p>なお、この変更に伴う営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。</p>

表示方法の変更

前中間会計期間 (自 平成18年11月1日 至 平成19年4月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年11月1日 至 平成20年4月30日)
<p>_____</p>	<p>(中間貸借対照表)</p> <p>前中間会計期間末まで、繰延ヘッジ処理により発生した為替予約は、流動負債「その他」に含めて表示しておりましたが、当中間会計期間末において負債及び純資産総額の100分の5を超えたため、流動負債の「為替予約」として表示することとしております。</p> <p>なお、前中間会計期間末の「為替予約」の金額は178百万円であります。</p>
<p>(中間貸借対照表)</p> <p>「役員賞与引当金」は、前中間会計期間末は、流動負債「その他」に含めて表示しておりましたが、重要性が増したため区分掲記しております。</p> <p>なお、前中間会計期間末の「役員賞与引当金」の金額は15百万円であります。</p>	<p>_____</p>

注記事項  
(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成19年4月30日)	当中間会計期間末 (平成20年4月30日)	前事業年度 (平成19年10月31日)
<p>※1. 有形固定資産の減価償却累計額 1,745百万円</p> <p>2. 偶発債務 (1) 次のとおり銀行保証に対し、下記限度額の債務保証を行っております。 H. I. S. INTERNATIONAL TOURS FRANCE S. A. R. L. 1,690千ユーロ (275百万円) H. I. S. Deutschland Touristik GmbH. 354千ユーロ (57百万円) H. I. S. EUROPE ITALY S. R. L. 20千ユーロ (3百万円) H. I. S. EUROPE LIMITED 3,500千ポンド (834百万円) HIS (HONG KONG) COMPANY LIMITED 1,600千香港ドル (24百万円) H. I. S. TOURS CO., LTD. 500千米ドル (59百万円) 株式会社A T B 262百万円</p> <p>(2) 以下の会社の営業上の取引に対する支払の保証を行っております。</p> <p>株式会社A T B 特に金額の定めなし (仕入債務に対する支払保証)</p> <p>スカイマーク株式会社 1,478千米ドル (177百万円) 九州産業交通ホールディングス株式会社 特に金額の定めなし (サービスエリアの賃借料等に対する支払保証)</p> <p>※3. 消費税等の表示 仮払消費税等と仮受消費税等は相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。</p>	<p>※1. 有形固定資産の減価償却累計額 1,992百万円</p> <p>2. 偶発債務 (1) 次のとおり銀行保証に対し、下記限度額の債務保証を行っております。 H. I. S. INTERNATIONAL TOURS FRANCE S. A. R. L. 3,190千ユーロ (517百万円) H. I. S. Deutschland Touristik GmbH. 354千ユーロ (57百万円) H. I. S. EUROPE ITALY S. R. L. 1,521千ユーロ (246百万円) H. I. S. EUROPE LIMITED 3,500千ポンド (717百万円) HIS (HONG KONG) COMPANY LIMITED 960千香港ドル (12百万円) H. I. S. TOURS CO., LTD. 1,000千米ドル (104百万円) 株式会社A T B 240百万円</p> <p>(2) 以下の会社の営業上の取引に対する支払の保証を行っております。</p> <p>株式会社A T B 特に金額の定めなし (仕入債務に対する支払保証)</p> <p>スカイマーク株式会社 1,085千米ドル (112百万円) 株式会社オリオンツアー 22百万円</p> <p>※3. 消費税等の表示 同 左</p>	<p>※1. 有形固定資産の減価償却累計額 1,860百万円</p> <p>2. 偶発債務 (1) 次のとおり銀行保証に対し、下記限度額の債務保証を行っております。 H. I. S. INTERNATIONAL TOURS FRANCE S. A. R. L. 3,190千ユーロ (528百万円) H. I. S. Deutschland Touristik GmbH. 354千ユーロ (58百万円) H. I. S. EUROPE ITALY S. R. L. 1,521千ユーロ (251百万円) H. I. S. EUROPE LIMITED 3,500千ポンド (831百万円) HIS (HONG KONG) COMPANY LIMITED 960千香港ドル (14百万円) H. I. S. TOURS CO., LTD. 1,000千米ドル (114百万円) 株式会社A T B 262百万円</p> <p>(2) 以下の会社の営業上の取引に対する支払の保証を行っております。</p> <p>株式会社A T B 特に金額の定めなし (仕入債務に対する支払保証)</p> <p>スカイマーク株式会社 1,535千米ドル (176百万円) 株式会社オリオンツアー 15百万円</p> <p>※3. _____</p>

## (中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年11月1日 至 平成19年4月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年11月1日 至 平成20年4月30日)	前事業年度 (自 平成18年11月1日 至 平成19年10月31日)
※1. 営業外収益の主要項目 受取利息 132百万円 受取配当金 47	※1. 営業外収益の主要項目 受取利息 195百万円 受取配当金 57	※1. 営業外収益の主要項目 受取利息 290百万円 受取配当金 355
※2. 営業外費用の主要項目 貸倒引当金繰入額 73百万円 組合投資損失 41	※2. 営業外費用の主要項目 為替差損 293百万円	※2. 営業外費用の主要項目 貸倒引当金繰入額 44百万円 組合投資損失 49
※3. 特別利益の主要項目 投資有価証券売却益 18百万円	※3. 特別利益の主要項目 投資有価証券売却益 22百万円 外国付加価値税還付金 12	※3. 特別利益の主要項目 投資有価証券売却益 47百万円 外国付加価値税還付金 179
※4. 特別損失の主要項目 固定資産除却損 26百万円	※4. 特別損失の主要項目 固定資産除却損 18百万円 投資有価証券評価損 17	※4. 特別損失の主要項目 固定資産除却損 51百万円
※5. 減価償却実施額 有形固定資産 120百万円 無形固定資産 303	※5. 減価償却実施額 有形固定資産 157百万円 無形固定資産 233	※5. 減価償却実施額 有形固定資産 277百万円 無形固定資産 618
※6. 当中間会計期間における税金費用については、簡便法による税効果会計を適用しているため、法人税等調整額は「法人税、住民税及び事業税」に含めて表示しております。	※6. 同左	※6. —————

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年11月1日 至 平成19年4月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (株)	当中間会計期間 増加株式数 (株)	当中間会計期間 減少株式数 (株)	当中間会計期間末 株式数 (株)
普通株式 (注) 1、2	877,001	1,224	31	878,194
合計	877,001	1,224	31	878,194

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加1,224株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。  
2. 普通株式の自己株式の株式数の減少31株は、単元未満株式の売却による減少であります。

当中間会計期間 (自 平成19年11月1日 至 平成20年4月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (株)	当中間会計期間 増加株式数 (株)	当中間会計期間 減少株式数 (株)	当中間会計期間末 株式数 (株)
普通株式 (注) 1、2	1,194,893	439,964	100	1,634,757
合計	1,194,893	439,964	100	1,634,757

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加439,964株は、取締役会決議に基づく取得439,600株、単元未満株式の買取りによる増加364株であります。  
2. 普通株式の自己株式の株式数の減少100株は、単元未満株式の売却による減少であります。

前事業年度 (自 平成18年11月1日 至 平成19年10月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式 (注) 1、2	877,001	317,923	31	1,194,893
合計	877,001	317,923	31	1,194,893

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加317,923株は、取締役会決議に基づく取得315,600株、単元未満株式の買取りによる増加2,323株であります。  
2. 普通株式の自己株式の株式数の減少31株は、単元未満株式の売却による減少であります。

## (リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成18年11月1日 至 平成19年4月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年11月1日 至 平成20年4月30日)	前事業年度 (自 平成18年11月1日 至 平成19年10月31日)																																				
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引(借主側) 1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間期末残高相当額	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引(借主側) 1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間期末残高相当額	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引(借主側) 1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>中間期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>器具及び備品</td> <td>31</td> <td>15</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>31</td> <td>15</td> <td>15</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	器具及び備品	31	15	15	合計	31	15	15	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>中間期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>器具及び備品</td> <td>18</td> <td>5</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>18</td> <td>5</td> <td>13</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	器具及び備品	18	5	13	合計	18	5	13	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>器具及び備品</td> <td>21</td> <td>5</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>21</td> <td>5</td> <td>15</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	器具及び備品	21	5	15	合計	21	5	15
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)																																			
器具及び備品	31	15	15																																			
合計	31	15	15																																			
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)																																			
器具及び備品	18	5	13																																			
合計	18	5	13																																			
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																																			
器具及び備品	21	5	15																																			
合計	21	5	15																																			
(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。	(注) 同左	(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。																																				
2. 未経過リース料中間期末残高相当額等 未経過リース料中間期末残高相当額 1年内 5百万円 1年超 10百万円 合計 15百万円	2. 未経過リース料中間期末残高相当額等 未経過リース料中間期末残高相当額 1年内 3百万円 1年超 9百万円 合計 13百万円	2. 未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額 1年内 4百万円 1年超 11百万円 合計 15百万円																																				
(注) 未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。	(注) 同左	(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。																																				
3. 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失 支払リース料 2百万円 減価償却費相当額 2百万円	3. 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失 支払リース料 1百万円 減価償却費相当額 1百万円	3. 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失 支払リース料 3百万円 減価償却費相当額 3百万円																																				
4. 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	4. 減価償却費相当額の算定方法 同左	4. 減価償却費相当額の算定方法 同左																																				
(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。	(減損損失について) 同左	(減損損失について) 同左																																				



(有価証券関係)

前中間会計期間末 (平成19年4月30日現在)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

当中間会計期間末 (平成20年4月30日現在)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

前事業年度末 (平成19年10月31日現在)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(1株当たり情報)

前中間会計期間 (自 平成18年11月1日 至 平成19年4月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年11月1日 至 平成20年4月30日)	前事業年度 (自 平成18年11月1日 至 平成19年10月31日)
1株当たり純資産額 1,254円33銭	1株当たり純資産額 1,197円60銭	1株当たり純資産額 1,296円70銭
1株当たり中間純利益 33円57銭	1株当たり中間純利益 20円10銭	1株当たり当期純利益 95円33銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	同左	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成18年11月1日 至 平成19年4月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年11月1日 至 平成20年4月30日)	前事業年度 (自 平成18年11月1日 至 平成19年10月31日)
中間(当期)純利益(百万円)	1,120	662	3,179
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—	—
普通株式に係る中間(当期)純利益 (百万円)	1,120	662	3,179
期中平均株式数(千株)	33,384	32,953	33,354

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。